



第53回 東播支部定時総会（平成25年4月20日 滝寺荘にて）

支部長就任のご挨拶

兵庫県行政書士会東播支部

支部長 鈴木 隆文



盛夏の候、皆様におかれましては益々ご健勝にて業務にお励みの事とお慶び申し上げます。この度、第53回支部総会において支部長に選任されました。まだまだ若輩で微力ではありますが、東播支部の更なる発展に貢献できるように諸先輩のご指導を仰ぎ、皆様のご協力を賜りながら2年間努めて参りたいと思います。宜しくお願い致します。

さて、長く経済不況が続いてきましたが、今年は安倍首相のアベノミクスの三本の矢により少しは景気が良くなるのでしょうか。昭和64年1月昭和天皇の崩御により平成が始まりました。そして平成3年 バブル経済崩壊。5年 Jリーグ開幕。7年 阪神淡路大震災。10年 明石海峡大橋開通。13年 小泉内閣誕生。17年 郵政民営化。20年 リーマンショック。21年 民主党鳩山内閣誕生。23年 東日本大震災。24年 安倍内閣誕生と様々な出来事がありました。平成の25年間の殆んどが不景

気の時代だったように思えます。私の座右の銘は『朝の来ない夜はない』です。いよいよ、平成25年から景気は上昇するのでしょうか。

さて、当支部に目を向けると昨年は5名の新会員を迎えました。今年には既に4名が入会されています。時代は不景気だと言っても社会は動いており、人は年をとっていきます。私たちは殆どが個人経営であり、一人で仕事の依頼を受け、書類を作成し、提出・申請し、時によっては結果(許可)を出さないといけません。社会は不景気でも、構造改革が進んでも、規制緩和になっても私たちの業務は年々複雑になり多様化し難しくなっていきます。東播支部では、昨年来より業務研修を重点課題とし、各個人のスキルアップを目指し、会員間での情報の共有を図り、会員の業務拡大を図って行きたいとの目標をたて会務を運営しております。そのために、会員の皆様にも今、何の研修をしたいか、どんな情報を得たいのか等の意見をどしどし支部に寄せて頂きますようお願い致します。

今年の東播支部は、時勢のニーズに合った研修会、社会に貢献する毎月の無料相談会、会員の楽しみになるような厚生事業とより一層充実した支部会務の運営を図りたいと思っております。

これからも会員の皆様のご指導、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

行政書士は、まちの身近な相談相手

第53回 東播支部定時総会が開催されました

広報部 岸本一文

平成25年4月20日(土) 午後2時より滝寺荘(加東市)において第53回東播支部定時総会が開催されました。

総会は、定刻になり、橋本一弘総務理事の司会のもと、鈴木隆文副支部長の開会宣言、上井秀勝支部長の挨拶、そして物故会員への黙祷を行い、続いて来賓である北播磨県民局副局長の尾田博明氏、本会会長の田中浩二氏の祝辞があり、公務のため少し遅れて到着された衆議院議員の藤井比早之氏からも祝辞を賜りました。

審議に先立ち、議長に選任された吉井敏恭会員より執行部に対し、本総会の定足数確認の報告を求めました。

東播支部会員総数 90名(平成25年3月31日現在)
 会場出席会員 33名
 委任状出席会員 38名
 出席会員合計 71名

以上により本総会が有効に成立した旨を述べて、議長は直ちに議案審議に入りました。

第1号・第2号議案 平成24年度事業報告及び会務報告、会計決算報告並びに監査の件、第3号・第4号議案 平成25年度事業計画(案)、収支予算(案)は執行部の説明の後、議場に諮られ満場一致で承認可決されました。

第5号議案 平成25年度行政書士会東播支部役員

選任の件の審議に移り、ここで執行部より選任方法について提案があり、先ず、選考委員5名を指名し、現支部長と選考委員により新支部長を選任し、続いて新支部長も交えた7名により他の役員を選任することを議場に述べ、議長がその選任方法を議場に諮ったところ満場一致で承認可決されました。

そして、新支部長に鈴木隆文会員が指名推薦され、議場に諮られ満場一致で承認可決されました。続いて、指名推薦された他の役員(氏名詳細は後記)についても満場一致で承認可決されました。尚、選考委員に指名された会員は次のとおりです。

田中 清会員(加東) 岩本英樹会員(小野)
 北野克明会員(西脇) 竹内紀子会員(加西)
 村上恭英会員(多可)

以上によりすべての議事を終了し、永井正義副支部長が閉会の言葉を述べて、午後4時に本総会は滞りなく終了しました。

総会を終え、出席者全員による記念撮影をして、会場を懇親会へと移し、和やかな雰囲気の中で、会員間の親睦が深められました。



行政書士による無料相談所を開設しています

会員 永崎久仁

東播支部では前年度に引き続き、アステアかさいにおいて、毎月第二土曜日の午後1時30分から4時まで「行政書士による無料相談所」を開設しています。前年度までは支部役員のみで相談員を担当していましたが、今年度は役員ではない一般の会員の方にも相談員を担当して頂いています。

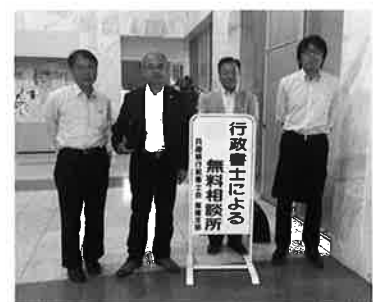
私が担当した6月8日は、事前に1件の相談予約が入っていました。当日は午後1時にアステアかさいに集合し、会場の設営を行い相談者が来られるのを待ちました。

予約されていた方は午後3時過ぎにお見えになりましたが、農地、相続、離婚が複雑に絡んだ非常に難解な相談で、相談が終了したのは4時過ぎでした。私1人であれば到底お答えすることができないような難しい相談でしたが、他のお二人のベテラン相談員の方が適切に対応し相談者の方は納得されて帰られました。

最近の東播支部の相談会や「法の日」の兵庫県行政書士会全体の相談内容の動向を見ますと、遺言・相続分野の相談が非常に多く、この分野の専門性を

深めようと努めてきましたが、遺言・相続業務を扱うには様々な知識が必要であるということを改めて痛感いたしました。

「行政書士による無料相談所」は、行政書士の業務内容や知名度を高めるために非常に効果的であると考えられます。より多くの市民の方に利用して頂くためには、無料相談会のあり方や広告方法などまだまだ改善点はあると思います。相談会の運営について、会員の皆様で良いアイデアを出し合えたら、より良い相談会になるのではないのでしょうか。また、支部役員以外の方にも相談員として参加して頂ければ、相談会の充実、東播支部全体の交流にもつながると思います。今後とも会員の皆様のご支援、ご協力よろしくお願いいたします。



農地に降り注ぐ太陽の光を活用する

～ソーラー発電と農地転用～

会員 三村良三

太陽光発電設備を既存建物の屋根などに設置する場合は、許認可手続きを要する場合は少ないと思われませんが、農地、原野や山林など土地利用にかかわる場合は、農地法、都市計画法、森林法、宅地造成等規制法などの許可・届出などが必要になります。

都市計画法関係では、太陽光発電設備(建築基準法上の建築物でないもの)の付属施設について、その用途、規模、配置や発電設備との不可分性等から、主として当該付属施設の建築を目的とした開発行為に当たらないと開発許可権者が判断した際には、都市計画法第29条の開発許可は不要である、と通知されています。

農地法関係は、農林水産省が、平成25年3月31日「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」通知を出しましたので、以下に要約しました。参考にして下さい。

☀ 優良農地は一時転用で許可

再生可能エネルギーとして太陽光発電を増やすために「ソーラーシェアリング」が提案されています。その一つの方法として、農地に架台を設置して太陽光パネルを設置し、必要な太陽光を採光しながら農作物を栽培することが検討されてきました。

上記の通知によると、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地について、一時転用の対象として可否を判断するとされています。これ以外の農地(第2種農地、第3種農地)は、通常の農地転用許可申請することになります。

☀ 一時転用の期間は3年以内で更新可能

一時転用の申請は第4条または第5条申請になり、要件等は、詳しくは通知書を参照して頂きたいのですが、設計図や営農計画書のほか次の要件などが求められています。

- ・一時転用の許可であるため、簡易な構造で容易に撤去できること。
- ・営農への影響見込み及びその根拠について、普及指導員や設備の製造業者等知見を有する者の意見書を添付。

また、毎年の報告書を提出し、営農が適切な継続が確保されない場合は改善措置を求められます。

- ・下部の農地が営農可能で、単収が2割以下に減収にならないこと。
- ・農作物の状況報告に知見を有する者の意見書を添付。

☀ 農地法面にパネルを設置する場合

農地の法面、畦畔には、作付けは行いませんが「本地」(田面や畑面)の機能維持、管理に必要なものであるため、本地と一体的に農地として取り扱われます。H23.3.28 通知では、本地に電気を供給する目的があり、他に代替地がない場合には、一時転用として許可されると解されますが、H25.3.31 通知との整合を確認する必要があります。なお、本地の作付けに支障のない長大法面の有効活用の観点からは、恒久的な発電設備の設置が認められるべきと思われる。

☀ 農地転用のメリット・デメリット

〈メリット〉

- ・遊休地になっている農地の活用。
- ・優良農地にソーラーシステムが設置可能。
- ・発電設備の土地にかかる経費が安い。
- ・農業所得以外の所得が得られる。
- ・地目が農地のままであり、固定資産税の評価は据え置かれる。(要確認)

〈デメリット〉

- ・通常の農地転用以上の条件を加えてあり、許可基準が明確でなく、当面は、農業委員会が案件毎に許可権者に事前協議するものと思われます。
- ・一時転用および簡易構造のため、長期の投資に適していないので、資金調達が難しい。
- ・本来の農産物の生産に支障が生じていないか、毎年のチェックがある。
- ・第2・3種農地は、農地転用許可(一時転用でない)になり、固定資産税は雑種地並みになると思われる。
- ・第2・3種農地の定義が全国一律であるため、過疎の農村地域では都市近郊農地と異なり第2種農地の比率が高くなり、転用の条件が厳しい。

〈参照通知〉兵庫県行政書士会東播支部ホームページに掲載しています。
<http://toban.hyogokai.or.jp/>

※農林水産省：平成25年3月31日「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」

※農林水産省：平成23年3月28日「再生可能エネルギー発電設備の設置にかかる農地転用許可制度の取扱いについて」

※国土交通省：平成24年6月8日「太陽光発電設備の付属施設に係る開発許可制度上の取扱いについて(技術的助言)」

※農林水産省：農地転用許可制度

http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/totiriyo/t_tenyo/



有期労働契約の新しいルールができました

会員 萩原 勇

「労働契約法の一部を改正する法律」が公布されました。今回の改正では、有期労働契約について、下記の3つのルールを規定しています。有期労働契約は景気の調整弁として近年大いに利用され、身近な契約となっています。しかし、労働者にとっては不安定な労働であり、職業能力も身につけません。経営者側に都合の良い労働契約ゆえ、その思惑の違いから思わぬ労使間トラブルに発展しています。格差が原因で社会の不安定要因の一つになっています。契約書を扱う行政書士としては、心得ておきたい法改正です。

有期労働契約とは、1年契約、6か月契約など期間の定めのある労働契約のことをいいます。パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託など職場での呼称にかかわらず、有期労働契約で働く人であれば、新しいルールの対象となります。ここでは、ポイントのみ記しておきます。

I 無期労働契約への転換

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

II 「雇止め法理」の法定化

最高裁判例で確立した「雇止め法理」が、そのままの内容で法律に規定されました。一定の場合には、使用者による雇止めが認められないことになるルールです。

III 不合理な労働条件の禁止

有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルールです。

改正法の3つのルール

有期労働契約は、パート労働、派遣労働をはじめ、いわゆる正社員以外の労働形態に多く見られる労働契約の形式です。有期労働契約で働く人は全国で約1,200万人と推計されます。有期労働契約で働く人の約3割が、通算5年を超えて有期労働契約を反復更新している実態にあり、その下で生じる雇止めの不安定の解消が課題となっています。また、有期労働契約であることを理由として不合理な労働条件が定められることのないようにしていく必要もあります。労働契約法の改正は、こうした問題に対処し、働く人が安心して働き続けることができる社会を実現するためのものです。

「なお、派遣社員は、派遣元（派遣会社）と締結される労働契約が対象となります。」

施行期日

II：平成24年8月10日（公布日）

IとIII：平成25年4月1日

※通算契約期間のカウントは、平成25年4月1日以後に開始する有期労働契約が対象です。

平成25年3月31日以前に開始した有期労働契約は通算契約期間に含めません。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。



支部からのお知らせ

無料相談所の相談員を募集しています

市民のための「身近な相談相手」として、東播支部では、「行政書士による無料相談所」を開設しています。相談員は3名を1組とし、毎月第2土曜日に午後1時30分より4時まで担当します。この相談員のほとんどは支部役員が担当していますが、この度、東播支部会員の皆様からも広く募集させて頂くことになりました。相談員としてご協力を頂ける会員の方は下記までご連絡ください。よろしくお願いたします。

鈴木支部長宛 TEL.0795-22-5060 FAX.0795-22-5441 Mail:tx8nt3@bma.biglobe.ne.jp

平成25年度 兵庫県行政書士会東播支部役員名簿

役職名	氏名	郵便番号	住所	TEL	FAX
支部長	すずき たかふみ 鈴 木 隆 文	677-0014	西脇市郷瀬町634番地の9	0795-22-5060	0795-22-5441
副支部長	はしもと かずひろ 橋 本 一 弘	675-1335	小野市片山町1332番地の1	0794-62-2377	0794-62-2374
副支部長	うわい ひでかつ 上 井 秀 勝	675-2303	加西市北条町古坂442番地の2	0790-42-8840	0790-42-8945
会計理事	はぎわら いさむ 萩 原 勇	675-1317	小野市浄谷町2257番地	0794-63-2058	0794-63-4497
総務理事	むらかみ しゅうぞう 村 上 周 造	677-0015	西脇市西脇869番地	0795-22-1665	0795-23-6216
理事(加西)	こばやし かつゆき 小 林 克 行	675-2312	加西市北条町北条422番地の3	0790-42-2518	0790-42-3217
理事(加西)	たちばな よしあき 立 花 義 房	675-2431	加西市嶋町29番地	0790-45-0276	0790-45-0742
理事(加西)	まるやま まさかつ 丸 山 正 勝	675-2445	加西市殿原町927番地	0790-44-0663	0790-44-2115
理事(小野)	ながい まさよし 永 井 正 義	675-1362	小野市久保木町1075番地	0794-62-3927	0794-63-8484
理事(小野)	きしもと かずふみ 岸 本 一 文	675-1375	小野市西本町574番地の50	080-1436-1573	0794-62-3305
理事(小野)	いわつば せつお 岩 坪 節 男	675-1324	小野市育ヶ丘町1480番地の407	0794-63-2831	0794-63-2831
理事(加東)	いわもと いずみ 岩 本 泉	673-1324	加東市新定489番地4	0795-46-1315	0795-46-0909
理事(加東)	ながさき ひさと 永 崎 久 仁	673-1411	加東市畑610番地174	0795-44-3008	0795-42-4758
理事(西脇多可)	わたなべ なおき 渡 邊 尚 樹	679-1322	多可郡多可町加美区鳥羽664番地の7	0795-36-0517	0795-36-0519
理事(西脇多可)	たかせ あつし 高 瀬 敦 史	677-0015	西脇市西脇1028番地	0795-22-1611	0795-22-1611
監事	よしだ みのる 吉 田 稔	675-2311	加西市北条町横尾469番地の1 ハイネス藤原3階	0790-42-1245	0790-42-4389
監事	むらかみ のりふみ 村 上 紀 文	679-0314	西脇市黒田庄町福地110番地	0795-28-4724	0795-28-4748
本会理事	きしもと のりあき 岸 本 憲 明	677-0054	西脇市野村町1794番地の239	0795-23-2218	0795-22-2850
本会理事	はしもと かずひろ 橋 本 一 弘	675-1335	小野市片山町1332番地の1	0794-62-2377	0794-62-2374
本会監事	たなか きよし 田 中 清	673-1431	加東市社533番地6	0795-42-2678	0795-42-0756
選挙管理委員	むらかみ のりふみ 村 上 紀 文	679-0314	西脇市黒田庄町福地110番地	0795-28-4724	0795-28-4748
本会綱紀委員	すずき たかふみ 鈴 木 隆 文	677-0014	西脇市郷瀬町634番地の9	0795-22-5060	0795-22-5441
紛議調停委員	わたなべ なおき 渡 邊 尚 樹	679-1322	多可郡多可町加美区鳥羽664番地の7	0795-36-0517	0795-36-0519

各 部 の 役 員

役職	研修部A群	研修部B群	広報部	厚生部	HP担当
担当副支部長	上井秀勝	橋本一弘	上井秀勝	橋本一弘	橋本一弘
部 長	村上紀文	渡邊尚樹	岸本一文	岩坪節男	村上周造
ス タ ッ フ	小林克行 丸山正勝 岸本憲明	立花義房 田中清	吉田稔 永崎久仁 高瀬敦史	永井正義 岩本泉	渡邊尚樹 高瀬敦史 三村良三

新入会員の紹介

とく ひら なお ゆき
徳平尚幸事務所／多可郡多可町中区曾我井35番地
TEL.0795-20-7089 FAX.0795-20-7090

平成25年2月入会

この度、東播支部に入会させていただきました。市井の人々の権利意識の高まりとともに、行政書士に求められるものも段々複雑かつ高度なものとなっているとお聞きいたします。また、企業における法令遵守の徹底がアナウンスされて久しくなり、その流れは確実に個人レベルにまでできています。その中で我々士業が果たす役割は重要となるばかりです。その役割を皆様方と担えるよう精進いたしたいと思っております。以後よろしくお願ひいたします。

ふじ わら ゆ み
藤原友美事務所／加西市玉丘町36番地の3 玉丘ビル2階
TEL.0790-35-9920 FAX.0790-35-9921

平成25年4月入会

この度、行政書士会に入会させていただきました藤原友美と申します。研修会等を通じ、業務の研鑽に励み、地域に貢献できる行政書士になれるよう努力していきたくと思っております。支部の皆様方には、ご指導ご鞭撻の程、よろしくお願ひいたします。

なか お なお ひろ
中尾直浩事務所／西脇市小坂町37番地の268
TEL.0795-38-7024 FAX.0795-38-7034

平成25年6月入会

この度、6月1日付で行政書士会に入会させていただきました中尾直浩です。前職とは全くの畑違いの行政書士業務では在りますが、“実務は現場で身につけるもの”と自分に言い聞かせ、研修会や諸先輩方に学び、知識の習得に努め、気後れすることなく行政書士として頑張っていきたいと考えています。右も左もわからない未熟者ですが、支部の先生方の皆様、ご指導ご鞭撻の程、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ます だ なお し
増田直史事務所／加西市大内町610番地の5
TEL.0790-20-7281 FAX.0790-44-2638

平成25年7月入会

7月より行政書士会に入会させていただきました増田直史と申します。昨年より司法書士として開業しておりますが、行政書士の業務に関しては分からないことばかりですので、支部の諸先輩方のご教示を仰ぐことになるかと存じます。どうぞ、ご指導ご鞭撻の程よろしくお願ひ致します。

陸運局認証自動車分解整備工場
各種新車中古車販売修理**西脇ラビット**

藤原義也

兵庫県西脇市鹿野町1175-1(城山グランド下)

TEL (0795) 22-1700(代)

FAX (0795) 22-3129

「最近パソコンの動きが遅い。XPのサポートが終了するらしい。
そろそろ買い替えた方がいいのかな?それとも修理したほうが…?」
3万件超のサポート実績!安心サービスの私たちに相談して下さい!

パソコン修理・出張サポートの**BBサポート**受付時間 10:00~19:00 月曜定休
明石市小久保5-12-2

お気軽にお電話下さい!

☎ **0120-927-995****レンタル・ホール 座席数70**

イベント・パーティ・合コン・発表会・カラオケ大会に最適

料 金 平日: 4時間14,000円・8時間25,000円

土日祝: 4時間18,000円・8時間30,000円

追加料金 1人200円×利用人数

(飲食物持込料・火災保険料込)

カラオケ付

調理場あり

色彩電光あり

下見OK!

小野市上本町80-8

連絡先: 090-8939-6313 (松浦)

東播支部会員動向 (平成25年7月1日現在)

会員数/93名 西脇市/23名・小野市/20名
加西市/21名・加東市/23名・多可郡/6名

編集後記

前々任、前任と若返りつつあった広報部ですが、
今号から還暦前の私が担当します。これからの
2年間どうぞよろしくお願ひします。

ところで、今年の国会総会は長かったですね。会長選挙や役員改選があったためでしょうか?さて、本会執行部も新体制となりました。来年の総会では速やかな議事進行を望みます。(広報部 岸本)

ぎょうせい はりま No71

発行日/平成25年8月1日

発行人/鈴木隆文

発行者/兵庫県行政書士会 東播支部

〒677-0014 西脇市郷瀬町634番地の9 鈴木隆文事務所内

TEL(0795)22-5060 FAX(0795)22-5441